議員協議会

令和２年10月13日
委員会室

１　開　会

２　配付資料の確認

３　議会運営委員長の報告

４　各委員会からの報告
(1)　総務産業常任委員会
(2)　文教民生常任委員会
(3)　広報広聴特別委員会

５　氷上多可衛生事務組合議会からの報告

６　研修報告
(1)　議会運営委員会
2020年地方議会特別セミナーin姫路「議員の資質向上と政務活動費活用策」
(2)　東野議員（ＪＩＡＭ研修）
ア　令和２年度市町村議会議員研修「地方議員のための政策法務」
イ　トップマネジメントセミナー～新時代における自治体経営～

７　その他

各種組合議会等日程一覧

Ｒ２.10.13　議員協議会

開催日	組合議会名	報告者	構成メンバー				
10月1日	氷上多可衛生事務組合議会	東野敏弘	東野敏弘				

令和２年10月13日

議　員　各　位

議会運営委員長

令和２年９月29日議会運営委員会の概要について（報告）

去る９月29日に開催しました議会運営委員会の内容につきまして、下記のとおり概要をまとめましたので、御確認くださるようお願い申し上げます。

記

１　協議事項

⑴　第78回12月定例会の日程等について

ア　日　程

11月30日（月）午前９時30分から　議員協議会
午前10時00分から　本会議（第１日）
≪本会議終了後、資料請求調整会≫
12月１日（火）正午　議案質疑通告締切
４日（金）午前10時00分から　本会議（第２日）
７日（月）午前９時30分から　総務産業常任委員会
８日（火）午前９時30分から　文教民生常任委員会
９日（水）午前９時30分から　予算常任委員会
10日（木）　委員会予備日
11日（金）正午　一般質問通告締切
14日（月）正午　討論通告締切
（一般質問の通告数等により、午後１時30分から議会運営委員会を開催）
17日（木）午前９時30分から　議員協議会
午前10時00分から　本会議（第３日）
18日（金）午前10時00分から　本会議（第４日）
21日（月）　予備日
22日（火）午前９時30分から　議会運営委員会

イ　会　期

11月30日（月）から12月21日（月）までの22日間

⑵　第77回９月定例会の反省等について

ア　陳情の審査方法

陳情審査に当たり、「西脇市議会陳情書取扱規程」に基づく進行ができておらず、再度委員会を開催した。

・【第６条第３項関係】　陳情内容が２以上にわたる場合は、項目ごとに採択、不採択等を決定することができる。

・【第６条第６項関係】　委員会は、採択した陳情の趣旨に基づき、意見書等を作成し、委員会提出議案として速やかに提出する。

⇒いずれについても事務局が規定内容を理解しておくこと。

イ　議案質疑を行う場所について

議案第69号に係る修正案に対して質疑が行われたが、本来、質問席で行うべきものであった。

⇒議員席で質疑をされようとした際、質問席で行うよう議長から指示する。

⇒修正案に対する質疑予定のある場合は、あらかじめ事務局へ

ウ　一般質問の終結について

一般質問の終結は理事者答弁をもって終わるべきものであるが、答弁を求めずに終結しようとした。

議員が思いや感想を述べた場合、議長は議事整理権の範囲で中止命令ができる。

⇒①タイミングをみて議長から理事者答弁を求める、あるいは、終結されようとする発言が長い場合、終結を促す。

②先の動きが読めないため、各議員がルールを守るよう努める。

(3)　北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園議会議員の選出について

構成団体の減少により、「隔年で監査委員に就任」→「３年の間に副議長に１年、監査委員に１年」へと充て職が変更となる。（令和２年10月から副議長就任）

⇒選出区分は、これまでどおり文教民生から２人とする。なお、他の組合議会の選出区分の整合については、引き続き検討する。

(4)　課題懇談会の開催について（総務産業常任委員会）

10月12日から14日の間に、きらら、西脇商連、しばざくら商店会と懇談会を開催

⇒議員傍聴については、総務産業常任委員会へ一任する。

２　その他

(1)　12月以降の議員報酬等について

６月～11月までの間、報酬及び期末手当とも10%カットしている。

⇒12月以降の取扱いについて、10月15日の議会運営委員会を目途に各会派等で今後の対応を検討する。

(2)　都市宣言について

日本青年学生平和友好祭兵庫県実行委員会から「非核・平和自治体宣言」（仮称）の採択に係る要請書が提出される。（県内では、２市３町が未採択）

⇒他の宣言を含め、必要性や時期を勘案し、市民との協働によって進めるべきであるということを基本に理事者と調整を進める。

⇒議会としては、請願・陳情の提出を受けて対応すべきであることを相手方に伝達

「しばざくら幼稚園の今後を考える会」との課題懇談会報告書

■実施団体：しばざくら幼稚園の今後を考える会
■日　　時：令和２年８月17日（月）　午後６時30分
■場　　所：委員会室
■出 席 者：しばざくら幼稚園の今後を考える会
大久保あゆみ代表　遠藤　憂子　中西　　梓　北詰　三鈴　山本　祥子
文教民生常任委員会
浅田　康子委員長　近藤　文博副委員長
村井　公平委員　　寺北　建樹委員　　村井　正信委員
坂部　武美委員　　高瀬　　洋委員

■課題懇談概要
１　趣旨説明（大久保代表から要望書の内容要約して説明）
今回の第20回子ども・子育て会議において、令和２年度末で幼稚園の募集停止が、令和３年度・令和４年度も募集を行うことに変更となった。このことは大変評価するが、閉園時期は令和４年度末で延長しないことになっている。
これでは閉園時に在園児が転園を余儀なくされて大変不安である。就学前教育の統合のため募集延期であり、複数年教育を希望する在園児は年長まで在籍し、教育を受けたのちに閉園してほしい（閉園を２年延期）。
また、「募集停止を決定する際は専門家の意見によること」、「市内の就学前教育の充実と統合」、「保護者・市民へのきめ細やかな説明」を希望する。

２　課題懇談概要

□非認知能力の重要性

（考える会）
非認知能力は就学前教育で培われ、考える会として考えた就学前教育は、アクティブラーニングに活用できる能力を身につけて、義務教育へとつながる非常に大切な時期であり、特に幼稚園教育は重要な意義を持つ。
市の「学習環境規模適正化計画会議」でもこども園の就学前教育への認識を持ってほしい。

（近藤副委員長）
「学習環境規模適正化計画会議」は、公立小中学校が対象であるが、民間のこども園との連携が先ほどの非認知能力の重要性を知れば、会議の趣旨とは違うが十分に連携していくことが必要と考える。

（坂部委員）
子ども・子育て会議では、募集延長と閉園によって生じる転園が幼児教育に今後どのような課題を持つのか突っ込んだ意見がなかった感じがする。
幼児教育センターの働きも含め、しばざくら幼稚園と同等の教育水準がこども園にも期待されているのだろうと感じた。

□教育・保育の質の向上推進委員会との懇談会より

（考える会）
向上委員会メンバー大阪総合保育大・滝川教授、兵庫教育大・鈴木准教授と市教育委員会と考える会との三者で実施。
向上委員会の両氏から、計画された西脇市就学前教育・保育カリキュラムに基づき、現場訪問してカリキュラムの進捗を検証しており、確かに質は向上している。
ただし、西脇市の取組は全国的に見ても誇れるが、公立と民間の連携が一般的に非常に難しく、こども園ごとに特徴があり進捗状況には差が出ている。共通したレベルアップが残りの期間で十分かどうか現在はまだ判断できない。また、閉園時期とかの市の方針には口を挟む権限はないとの意見であった。
これを踏まえ、考える会では、どこの園でも同じ水準の教育レベルになるにはもう少し長い目で見て専門家の意見を尊重し、閉園延長の検討を市に要望。
もし閉園時期が変わらないとすれば、募集延長されても、転園に対する不安が生じ保護者としても大きな足かせとなるので、募集を延長するなら卒園までは閉園も延長してほしい。

（寺北委員）
こども園がこのカリキュラムを達成するために教育委員会としてどうするのかが重要である。教育委員会としては、こども園の質を向上させるためにこども園に対してもっと人材や資金面での支援が必要である。
また、考える会とこども園の園長会との懇談をすべきではないか。今やるべきことはしばざくら幼稚園をどうするかよりも、８園のこども園のレベルアップを教育委員会がやるべきだと考える。

□幼児教育センターのあり方について

（考える会）
複数年の教育の現場を経験して初めてＯＪＴ（企業内教育）ができ、ノウハウの蓄積ができると考える。まだしばざくら幼稚園は３年しか経っていない。
従って、複数年教育を受けた子どもが義務教育を受けるのは今年の一年生が最初である。この子ども達の芽が出るのが高学年になってからとなるので、様々なデータが揃うまでの猶予が必要である。
三木市は、幼保一体化についてはカリキュラム等の進捗に合わせ、段階的に閉園時期を見直している。

追加意見：

⇒　加配（個別支援のため通常の基準にプラスして配置）を求める保護者がこども園に入園申し込みを行った際、断わられやむなくしばざくら幼稚園に入園したケースがあった。

しばざくら幼稚園が閉園となる前に加配対応を各こども園でできる体制をとってほしい。

（村井正委員）

①考える会としては、令和７年３月末の閉園が望ましいとされているのか。

②こども園のカリキュラムの消化具合が進んでいるのかを、個別に向上委員会は指摘しているのか。

（考える会）

①どこのこども園も同じレベルの教育が受けられることを前提にしている。ただし、第三者のお墨付きがほしい。

②向上委員会の議事録を見ることができない。ＨＰの向上委員会報告書のみ。

考える会のメンバーから訪問報告：

⇒　元地区立の６園を訪問しているが、園の指導方法によって消化具合は差を感じる。また保護者と一体化した取組のやり方が園によって異なる。

（ただし、芳田は親との連携がうまくいっている。）

さらに、小学校への進学に対する連携が民間に完全移行したときに、現在の幼児教育センターでは大きな課題と考える。

（寺北委員）

教育委員会が幼児教育センターをしっかりとバックアップする必要があるが、民間は公益的事業とはいえ経営が必要であり、できれば元地区立のこども園は一つの法人が望ましい。より安定経営が可能になり、保育士等の人材交流も可能となる。

（浅田委員長）

６月定例会の村岡議員の一般質問に対する教育長の答弁（閉園は延長しないが募集については検討する。）をどのように理解されたのか。

（考える会）

これで複数年教育が６年間実行できることを答弁で確認した。また、そうであれば令和３年度・令和４年度の入園児は当然卒園が保障されると考え、転園は念頭になかった。

その後の子ども・子育て会議の書面で転園条件を確認したが、取りあえず条件付きでも選択肢が増えたとことは間違いないが、転園の保証がないのであればやはり卒園はさせてほしいというのが願いである。

（村井公委員）

令和５年度以降、こども園の定員以下に子どもの数が減少していくので、このことも

勘案する必要がある。民間は経営も重要な課題である。
　すでに市は決定していることで、向上委員会等に対してどの園も平均したレベルアップを図れるよう市が思い切った支援をし、研修を進めることである。

（高瀬委員）
　10月募集が始まるので早くはっきりとさせる必要がある。

（考える会）
　すでに10月募集を待っている保護者もいるので、早急に結論を出していただきたく、議会への陳情を提出したいがどう判断されるのか。

（委員会として）
　今までの話は、教育委員会と市民との間のやり取りであり（令和２年２月28日の向上委員会との懇談会や７月27日の子育て会議、教育委員会への質問や資料請求、会議録開示など）議会は関与しておらず、陳情は問題ないと考える。

【追記】
　上記の懇談会を経て「しばざくら幼稚園の今後を考える会」から、議長に対して閉園延長の陳情書が提出され、これを受理し９月定例会において文教民生常任委員会で陳情審査を行った。

第230回　氷上多可衛生事務組合議会の報告

10月13日　　東野　敏弘

1．開催日時　　10月　1日（木）午後

2．議案

認定第1号　「令和元年度氷上多可衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定をもとめることについて」

予算現額　　620,951,000円
歳入決算額　　622,327,784円
歳出決算額　　608,743,524円
差引残高　　13,584,260円

＊西脇市の負担金

一般負担金　　636,000円
し尿処理費負担金　8,704,000円
し尿投入負担金　　145,000円
負担金総額　　9,485,000円（前年度比3,040,000円減）

＊財政調整基金残高234,342,023円（前年度比91,367,913円減）

＊汚泥・し尿の搬入量（黒田庄地区分）

汚泥1,726,360kg（前年度1,788,970kg）
し尿　186,070kg（前年度169,360kg）
汚泥投入手数料　　1,050,440円（前年度1,081,080円）

議案第2号

「令和2年度氷上多可衛生事務組合一般会計補正予算（第1号）」

予算総額に、13,484千円を追加し、歳入歳出総額を431,484千円にする。

主な補正内容は、令和元年度繰越金（13,484千円）を受け入れ、全額を財政調整基金に積み立てる。

議案第3号

「丹波市・一部事務組合公平委員会設置に関する規約に係る協議について」

＊3議案とも全員一致で認定・可決される

＊脱水機等の更新工事完了（平成30年度から3ヶ年かけ本年8月末完了）

総額8億6400万円

3．今後の予定

・第231回臨時会　―　令和2年12月28日（組合議長選挙他）
・第232回定例会　―　令和3年　2月18日（当初予算等の議案上程）

西脇市議会　議会運営委員会　研修所感

令和２年８月 12 日

2020 年　地方議会特別セミナーin 姫路

『議員の資質向上と政務活動費活用策』

講師：自治体議会研究所　代表　髙沖秀宣　氏
時：2020 年８月５日 13：30～16：30
場所：姫路市民会館５階第 11 会議室
セミナー参加者：西脇市議会（５名）
中川正則　村井正信　岡崎義樹　近藤文博　村井公平議長
他　加東市議会（１名）　姫路市議会（６名）

＜講演内容＞

第一講　議員の資質向上
Ⅰ　議会の役割・機能
Ⅱ　議員の役割・資質
Ⅲ　「二元代表制」と「議会改革」
（１）「二元代表制」について
（２）議会改革について

第二講　政務活動費活用策
Ⅰ　政務活動費とは何か
（１）地方自治法の規定
（２）調査研究その他の活動　経費の範囲について条例で定めること
（３）使途の透明性の確保
Ⅱ　政務活動費の適正な運用
使うことが目的ではなく、議員活動の成果を挙げるための支援措置
Ⅲ　政務活動費と政策立案
（１）政策立案能力
（２）施策立案、課題を解決するための有効な政策をまとめること
Ⅳ　政務活動費をめぐる問題点

所感　　近藤　文博

1．議員の資質向上について

議会の役割は、議事機関として設置されていることにより、多様な民意を反映した審議・熟議を十分に行うことにより議決責任を認識することが肝要で、さらに首長・執行機関に対し、相互の牽制と均衡に立った監視機能を果たすことである。そのために「議員力」及び「議会力」を常に強化せねばならない。

「議員力」とは、市民目線で様々な課題を捉え、それらを解決するために備えておくべき議員としての能力であり、「議会力」とは二元代表制の一翼を担い、市民の負託と信頼に応えていくために備えておくべき機能である。

従って、議員は特定の分野に関する高い専門的知見をもち、地域の課題把握や情報収集に努め政策提言・政策立案を行うことが求められている。自らの日頃からの自己研鑽はもとより議会として、あるいは委員会としてもその専門性の向上を高める研修等は必要である。

2．政務活動費活用策について

政務活動費とは、議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し交付することができると地方自治法 100 条の中に規定されている。中でも、その他の活動は、あくまで調査研究につながる活動と解釈すべきであるとの指摘があった。

政務活動費は、あくまでも議員活動費の一部であり、かつ、政策提案、委員会提案、議案修正等のための調査研究費として使用すべきであり、課題と関係ない自己研鑽などは議員報酬で対応するべきである。常に市民に対して必要性・合理性の説明責任を負うものであることの自覚が必要である。活動費の多寡は必ずしも議会改革とは連動しないが、西脇市は少ないのでは？

以上

所感　　岡崎　義樹

今回のセミナーで、「議会は住民の代表機関であり、議決機関であるとされる。合議制の住民代表機関であることから、多様な民意の反映が求められており、議会は、いかに民意を反映できるかが大きな課題である」とも言われています。

議会は、監視機能を担う必要性や執行機関の牽制と均衡などの重要性を深く受け止めていくべきだと思いました。

また、審議・議決・議案提出を通じた専門的事項にかかる調査、条例制定・改廃や予算の議決権など、本当に市民のためになっているのか等についても考えさせられました。

よって、議員の資質向上については、執行機関に対する監視機能・政策形成機能・政策立案機能である議会力と市民の立場からの様々な問題や課題解決に必要な議員力を強化していくべきでしょう。

次に政務活動費については、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として交付できる」とあります。

そのことから、常に市民に対して説明できるようにすることが重要であると思います。

そして、使途基準などを明確にし、収支報告書や領収書などをホームページに公開することが必要であり、市民に問われても説明できるか、それが議員の責任であるとも言われています。

よって、政務活動費の適正な運用として、政策提案や政策立案できるように調査研究に生かすべきだとも言われたので、今後はそれらのことを考えて使用するべきでしょう。

以上

所感　　村井　正信

自治体研究所代表の髙沖秀宣氏が講師をされるセミナー（受講者が積極的に参加し、あるテーマに対して意見交換を行ったり討論をする）に参加した。

講師は、2002 年から 2011 年まで三重県議会事務局に在籍され、議会改革に取り組まれたとのこと。その経験を踏まえて、二つの課題（議員の資質向上と政務活動費活用策）について、そのあるべき姿と「議会として」の取組を述べられた。

議員の資質向上については、議員として、そして意思決定機関の議会として政策立案機能などを強化することの重要性を訴えられた。特に二元代表制の基での議会は、市長の追認機関ではないとの見解は納得できた。髙沖氏は市長部局の県職員でもあったことから、議案作成にも携わっておられ、その経験からの話では、議案そのものは必ずしも完全なものでなく、市民の声を聞いている議員が、市民にとってより良くしていくために議論し、修正もあるべきとのこと。特に予算は、議会としての政策立案機能の発揮として、修正をしていく方がより良い議案になるとの意見には大いに賛同した。また、髙沖氏は一般論として与党立場の議員は、議案がそのまま通るように議論をしようとしないと仰っていたが、議論に参加しないとはそういうことなのかと痛感した。

西脇市議会は議会改革度日本一とのことであるが、意思決定機関や政策立案機能などまだまだ十分とはいえないと考える。市民の声を踏まえた議員同士の熱い議論で議案をより良くしていくように努力したい。議会において、議論の重要性について理論的に把握できたことは成果と感じる。

政務活動費についての講師の認識は、調査活動に使うものであり、その他の活動についてはごく限られた内容になり、例えばＪＩＡＭ（全国市町村国際文化研修所）の研修も議

員報酬で参加すべきである。政務活動費を使用した内容については、どのように調査研究に生かしたのかの説明責任を負うとのことである。

講師は県議会の事務局にいらっしゃったので、県会議員の報酬を想定されているのであろうかと考えられるが、町議員の報酬は17～18万円の議会もあり政務活動費を使わざるを得ない議会も多くある。その人にＪＩＡＭへの参加は報酬を使う、というのは議員にとって大分厳しいのではないだろうかと疑問を感じた。また、市民のなかには議員や議会が何をしているか分からないと感じている人も結構いると思うが、知ってもらう方法として議会だよりは当然であるが、議員個人や会派の会報で議会の現状を知らせることも大切なことと考える。その場合に政務活動費を使えるようにすべきと考える。

講師の話は、理論だった内容であり理解できたが、現状の中で政務活動費については、市民への説明責任を果たすことを前提に間口を広めることも必要と考える。

所感　　中川　正則

第１講では議員の資質向上について、議会の役割・機能、議員の役割・資質等詳しく説明いただいた。今回の調査目的に掲げた政務活動費について関連したところを抜粋してみると、住民の代表機関として議会がいかに「民意」を反映できるか、議決機関としての条例や予算の議決、長その他の執行機関に対する監視機能、議事機関として政策形成機能を担う。こうした機能を充実させるための専門性は議会が有していればいいのだが、議会機能を発揮するためには議員の専門性を高めるための研修等を絶えず行い、公聴会や参考人制度の活用を図りながら議会の専門性を高める。政務活動費の使途の範囲を考える上で十分な考慮が必要と思える。

第二講の政務活動費の適正な運用のなかで西脇市議会として心がけることとして

１．使うことが目的でなく何のために使うかの認識を十分に持つ。
２．住民福祉の増進のため、どのような議員活動を行うか先に決める。
３．政務活動は実費弁償を旨とするべき。
４．委員会、議員派遣のように公務出張ではなく、議員が自発的に行う。
５．政務活動費は概算払いの預かり金である。
６．収支報告は会計報告だけでなく、活動の成果報告である、住民にその成果を示すこと。
７．議員活動を積極的に行うことを前提で調査する。本会議の質問や委員会調査、住民意見の把握や行政問題に対する解決策の模索などの政務活動にどのように活用するか。

このたびの聴講で政務活動費について改めて感じたことは使途の範囲についてである。これからの西脇市議会が取り組まなければならない議会機能を充実させるためにも公聴会の実施や、専門的知見の研修等に調査費としての活用ができるのか、政務活動費の見直しを通じて検討する必要がある。

所感　　村井　公平

今回のセミナーでは、『議員の資質向上と政務活動費活用策』の研修を受けました。議員の資質向上については、従来からの研修や議会活動の中でいろいろと勉強したことであり、今回は特に当議会で課題となっている政務活動費について注力致しました。

地方自治法第 100 条第 14 項

議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第 15 項

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第 16 項

議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

これら地方自治法の規定により交付されているが、どのような経費の範囲を条例で定めるかについて、それぞれの議会において適切に判断をしていくべきであるが、あくまで議会の議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部を交付するものであることから、政党活動、選挙活動、後援会活動及び私人としての活動のための経費などは、条例によっても対象にすることができないと教えられた。現在検討中の当議会の政務活動費の使途基準について反映をさせたいと思っている。

政務活動費の適正な運用とは。

1　議員活動の成果を挙げるための支援措置で、何のために使うのかの認識をもつ。
2　実費弁償を基本とすべし。旅費規程にある日当等は不要である。
3　政務活動費を使っていく視察は、議員が自発的に行うものとの認識が重要

4　収支報告は、会計報告だけでなく、活動の成果報告であることを認識し、当市議会では、視察については報告しているが、書籍等の購入についても何を学んだか成果報告が必要

今回の研修において、以上の特記する事項について今後の取組を強くすることを感じた。今後の政務活動費についての際にはこれらのことを反映させていきたい。

令和２年度　市町村議会議員研修（３日間コース）

『　地方議員のための政策法務　』

―政策実現のための条例提案に向けて―

研　修　報　告　書

研修日時　　2020（令和２）年８月19日・20日・21日

研修場所　　全国市町村国際文化研修所（ＪＩＡＭ）

主　催　　公益財団法人　全国市町村研修財団

全国市町村国際文化研修所

報告者　　東野　敏弘

講義内容

８月 19 日（水）

12 時 30 分～13 時

開講式

藤原学長挨拶

・新型コロナ時代における地方議会の役割が大きくなっている。
地方議会が試されているという想いで、頑張っていただきたい。

・新型コロナウイルス感染拡大予防をしっかりとしながら、ＪＩＡＭの役割を果していきたい。

・今回の研修に全国から 38 名の議員が参加している。

13 時～14 時半

講義①

「地方議員と政策法務」

帝京大学法学部　教授　　井川　博　氏

講師紹介

1975 年東京大学法学部卒業、同年自治省（現総務省）入省。1981 年山形県環境保健部病院管理課長、1984 年同総務部地方課長、 1985 年埼玉大学大学院政策科学研究科助教授、1990 年自治省行政局公務員一課理事官、1991 年自治大学校教務部長兼教授、1992 年大阪府総務部財政課長、1994 年自治体国際化協会シンガポール事務所長、1999 年北海道大学法学部教授、2002 年財団法人都市センター理事・研究室長、政策研究大学院大学客員教授、2004 年政策研究大学院大学教授、2017 年帝京大学法学部教授、2018 年４月から帝京大学法学部政治学科長。

（内容）

１．地方議会と政策法務（条例制定）

①重要視される自治体の法務

ア．地方分権による条例制定権（自治立法権）の拡大

イ．公正で透明な行政の執行

ウ．住民の異なる利害・意見の調整

エ．自治体行政への住民参加（協働）

②議会改革と政策法務（条例制定）

ア．最近の議会制度改革

イ．議会（制度）改革の背景

ウ．議会改革と政策法務

２．条例制定の対象と限界

①憲法と条例―条例制定の対象と限界

②法律と条例の関係

③都道府県と市町村の条例、条例と規則

３．条例制定のポイント（留意点）

①条例制定の必要性、目的の明確化

②条例で規定すべき内容（施策）の検討

③条例の法的妥当性、構成の検討

④法制執務―条例作成の留意点

４．条例制定と議会の役割

①条例の制定手続き

②条例の種類（タイプ）

③条例制定と議会の役割

14 時 45 分～16 時 25 分

講義②

「法制執務の基本―法令の形式・構成・表現」

新潟大学経済科学部　教授　　宍戸 邦久　氏

講師紹介

1991 年東京大学法学部卒業、同年自治省（現総務省）入省。1996 年福岡市総務企画局企画調整部企画課長、1998 年市町村職員中央研修所研究主幹兼教授、1999 年山形県健康福祉部長寿社会課長・総務部財政課長等、2005 年総務省自治財政局公営企業経営企画室課長補佐・理事官、2007 年自治大学校研究部長、2012 年東北大学大学院法学研究科教授・公共政策大学院副院長、2015 年内閣府地方分権改革推進室参事官、2017 年から新潟大学経済学部教授、明治大学大学院法務研究科兼任講師、2020 年２月から新潟大学副学長。

（内容）

１．政策法務とは

自治体が目標を達成するために、法的な観点から合理的判断を行いながら

仕事をすること。

２．なぜ政策法務か―地方分権改革―

①地方分権改革

②地方分権一括法による条例制定権の範囲の拡大

③義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

④地方分権改革後の政策法務

３．条例立案の基礎

①法令の種類

法とは、「強要性を有する社会生活の規範」で、「社会的支持を得ているもの」

成文法－国（憲法・法律・政令・省令）、地方（条例・規則）

不文法－慣習法・判例

②法の一般原則

法の中には、個別には法律や条例に規定がなくても、広く妥当する一般原則があり、条例の立案や法令の解釈はもちろん、行政運営一般を通じて踏まえることが必要

（平等原則・比例原則・審議誠実の原則・権利濫用の禁止の原則）

③法令の解釈

④法令間に矛盾がある場合の解釈原理

⑤法令解釈の主体

４．条例の基本形式

①基本形式

②留意点－本則と附則、本則の区分、本則の規定の配慮・構成、附則、別表

③立案の種類－題名、総則的規定（目的規定・趣旨規定・定義規定・略称規定

④実体的規定

５．主な法令用語

①「及び」「並びに」

②「又は」「若しくは」

③「以前」「前」「以後」「後」

④「以上」「超」「超える」「以下」「未満」

⑤「遅滞なく」「直ちに」「速やかに」

⑥「その他」「その他の」

16時40分～18時

「　演習導入　」

帝京大学法学部　教授　　井川　博　氏

（内容）
「条例立案演習」の進め方
①日程
②グループ別の討議・検討ー「議会基本条例」「住民参加・活動推進条例」「地域支え合い活動推進条例」「空家等の適正管理に関する条例」
③「発表資料」等の作成
④条例の発表、意見交換、講評

８月20日（木）

９時25分～12時
演習①

「　条例立案演習　」

帝京大学法学部	教授	井川　博	氏
新潟大学経済学部	教授	宍戸　邦久	氏

○事前アンケートを参考に参加者38名を９班（議会基本条例２班、住民参加・活動推進条例２班、地域支えあい活動推進条例３班、空屋等の適正管理に関する条例２班）に分けた班ごとによる演習を行う。

○演習の進め方
講師の指導のもと、演習テーマについて、班ごとに「条例立案演習」を行う。以下の手順で集団で議論を行い、パソコン等で資料を集め、発表資料作成までを一日かけて行う。

①はじめに簡単な自己紹介を行った後、座長、書記、発表者、質問者の役割分担を決める
②「条例大綱」
③「条例文案」

④「発表資料」
⑤説明用のパワーポイントの作成

13時～17時
演習②

「　条例立案演習　」

○午前中に引き続き「条例立案演習」をグループごとに行い、「条例大綱」、「条例文案」、「発表資料」、パワーポイントの資料作成を行う。

８月21日（金）

９時～12時
演習③

「　発表･意見交換・講評　」

○９班が発表７分、質疑・意見交換５分、講評４分の持ち時間で順に発表。
○９版の発表演題を紹介すると
１班－函南町議会基本条例
２班－猪名川町議会基本条例
３班－唐崎市市民活動応援条例
４班－猪名川市市民参加・協働推進条例
５班－かがやき市顔の見える地域づくり条例
６班－ことちなか市みんなで支え合う地域推進条例
７班－七班市地域支えあい活動推進条例
８班－ＪＩＡＭ市空家等の明るい未来を実現する条例
９班－琵琶湖市空家等適正管理に関する条例

『地方議員のための政策法務

—政策実現のための条例提案に向けて—』

に参加した所感

東野　敏弘

『地方議員のための政策法務』の３日間の研修の中心は、自分たちで条例作りを行うことです。

初日の講義①「地方議員と政策法務」と講義②「法制執務の基本—法令の形式・構成・表現」において、議員提案による条例づくりの必要性、条例づくりの基礎的知識等の基本説明がありました。

その後、演習テーマ①議会基本条例、②住民参加・活動推進条例、③地域支え合い活動推進条例、④空家等の適正管理に関する条例の４テーマ、９班に分かれ、条例づくりを行いました。

私は、テーマ④空家等の適正管理に関する条例の班に所属しました。現在、西脇市議会総務産業常任委員会では、「空家対策」について特定所管事務調査事件として、継続して調査しています。市行政も、「空家等適正管理に関する条例」を制定すべく、検討会が立ち上げられています。

私の所属する９班は、架空の市「琵琶湖市」を設定し、「琵琶湖市空家等適正管理に関する条例」と題して、条例案をつくりました。また、記者会見用の発表資料やパワーポイントも作成しました。

講師の方の講評の中で私が印象に残ったのは、①市民への情報に関して、当初、情報公開が叫ばれ、やがて情報共有に変わり、現在情報聴取になっているということ。②コロナ時代に必要なことは、時代の流れ、長期的な見通しを持って物事にあたるとともに、現場がどうなっているかを正確に把握する必要があること。その意味で、現場に密着した地方議員の果たす役割が大きくなっていること。③必要でない条例は制定しないこと。また、罰則を伴う規則・条例や税に関する条例は、上位法をもとに正確につくることが必要であること。

３日間、中身のある研修だったと満足しています。また、全国から来られた熱意のある議員の方々に出会えたことも、私にとって大きな財産でした。

（参考資料）

＜発表資料＞

１．設定した背景
- 琵琶湖市（10 万人規模の地方都市）
- 琵琶湖市では現在 1,630 件の空家が確認されている
- 市内全世帯のうち約 8,000 世帯（25%）が高齢者のみの世帯で、今後空家になる可能性がある

２．必要性
- 市民の生命、財産を脅かすような緊急性を要する危険空家が見受けられ、このまま放置できない
- 空家対策を行うことにより移住者を増やし、市の活性化を図る

３．具体的な施策
- 除却、修繕その他必要な措置を取るよう助言又は指導を行う
- 助言又は指導しても状態が改善されない場合、行政代執行を行うことができる
- 措置をとらなかった場合、市長は命ずることができる
- 空家の利活用、リフォーム、賃貸、除却などに対する支援
- 除却後の固定資産税の減免など
- 除却費用の１／３（上限 300 万円）を市が補助する
- 空家バンクを設置して空家の賃貸、売却を促進する
- 審議会を設置し特定空家の危険度のランク付けを行い、ランクに応じて市の対応を考える

４．条例としての特徴・工夫
- 解体をしやすいように支援策を盛り込んだ
- 空家所有者の適正な維持管理を支援
- この条例を生かすために、琵琶湖市空家活用促進事業を始める

５．法律等との関係（整合性）
- 市独自の支援策を条例に盛り込んだ

琵琶湖市空家等適正管理に関する条例

（目的）

第１条　琵琶湖市（以下「市」という）においては、適正な管理が行われていない空家等が、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、空家等の増加が地域コミュニティの活力低下の要因となっている。この条例は、空家等の適正な管理及び活用の推進並びに新たな空家の発生の予防に関し、市が行う施策の内容その他必要な事項を定め、活力ある地域づくりの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）空家等　建築物又はこれに付属する工作物であり居住その他の使用がなされていないことが常態化しているもの及びその敷地をいう。市の区域に所在するものをいう。

（２）特定空家等　そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態又は著しく衛生上有害となる恐れのある状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にあると認められる空家等をいう。

（３）市民　市の区域に居住し、勤務し、通学し、又は滞在する者をいう。

（４）事業者　市の区域において不動産業、建設業その他の空家等の活用に関連する事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。

（市の責務）

第３条　市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画を定めるものとする。

２　市は、市民と連携し、市民の声を聴取し施策に反映するものとする。

３　市は、空家等に係る情報について、市民からの提供を受けたときは、必要に応じ調査又は立入調査を行うものとする。

（市民の責務と権利）

第４条　市民は、特定空家等があると認めるときは、速やかにその情報を市に提供するものとする。

２　市民は、特定空家等の情報を審議会へ提供することができる。

（相互の協力）

第５条　市、空家等の所有者等、市民及び事業者は、この条例の目的を達成するため、相互にその果たす役割を理解し、協力するものとする。

（特定空家等に対する措置）

第６条　市長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

２　市長は、助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

３　市長は、勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

４　市長は、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、行政代執行法の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

（緊急安全措置）

第７条　市長は、著しく保安上危険となる恐れのある状態にある特定空家等について、公共の安全を確保するため緊急の必要がある場合、必要な最低限度の措置（以下この条において「緊急安全措置」という。）を講じることができる。

２　前項の場合において、緊急安全措置の実施に要した費用は、市が負担するものとする。

３　市長は、第１項の規定により緊急安全措置を講じたときは、空家等の所有者等に対し、行った措置の内容を文書により通知しなければならない。

（空家等の利活用促進）

第８条　市長は、空家バンクを設置し、所有者の適正な維持管理を支援するため、空家バンクへの登録、事業者を介し賃貸、売却の促進を図るものとする。

（空家等への補助制度）

第９条　市長は、所有者が、空家等の除却を行う際その費用の一部に対し、別途要綱に定める費用を補助するものとする。

２　除却により更地となった所有者の土地に対し、一定期間固定資産税の減免措置を講じるものとする。

（審議会）

第 10 条　市長は、市が行う措置に関する審査を行うため、琵琶湖市空家等審議

会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、市及び市民の情報提供により、特定空家等の危険度のランク付けを行い、市長に答申を行うものとする。

（委任）

第11条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

（施行期日）

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

令和２年度

トップマネジメントセミナー
～新時代における自治体経営～
研　修　報　告　書

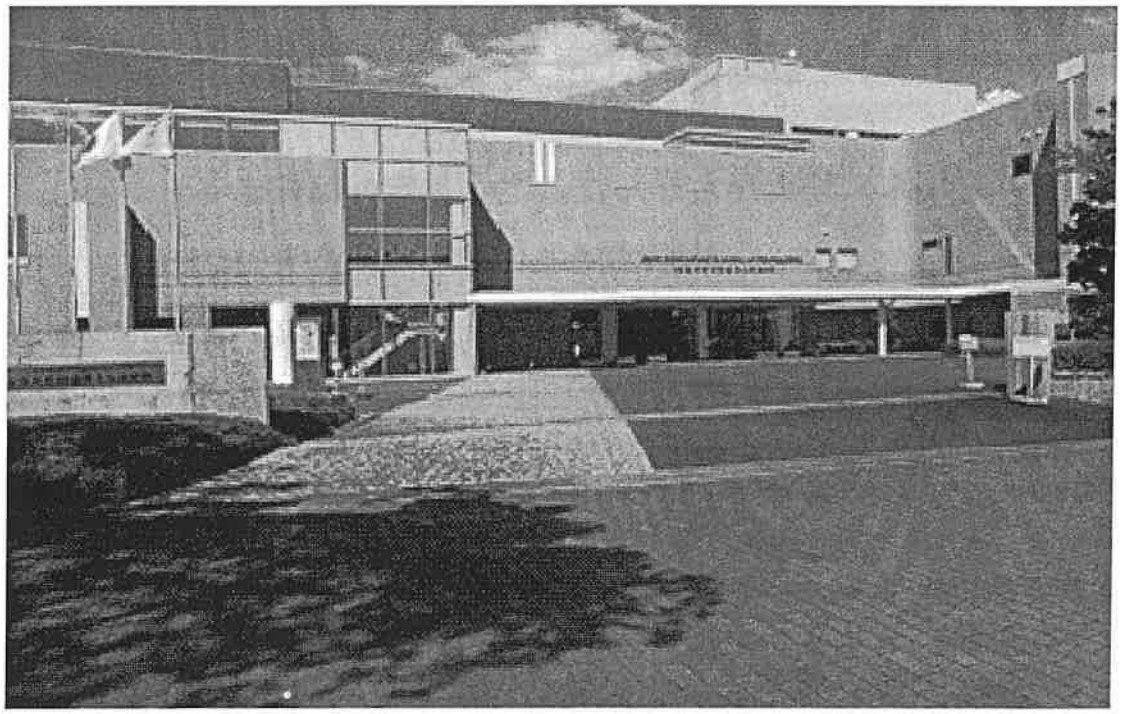

研修日時　　2020（令和２）年10月５日・６日

研修場所　　全国市町村国際文化研修所（JIAM）

主　催　　財団法人　全国市町村研修財団

　　全国市町村国際文化研修所

報告者　　東野　敏弘

講義内容

10月5日（月）

13時00分～13時15分

開講式

藤原学長挨拶
（111人の参加者）
日程説明・諸注意

13時15分～14時45分

講義①

「東日本大震災から学んだこと―想定外は起きる」

内閣官房参与・復興庁福島復興再生総局

事務局長　岡本 全勝 氏

（講師紹介）

1955年奈良県明日香村生まれ。1978年東京大学法学部卒業後、旧自治省に入省。鹿児島県財政課長、富山県総務部長、総務省交付税課長、内閣総理大臣秘書官、自治大学校長を務め、2011年には東日本大震災被災者生活支援本部事務局次長を務めた。復興庁統括官、復興庁事務次官を経て2016年から現職。著書に『新地方自治入門』（時事通信社）、『東日本大震災　復興が日本を変える－行政・企業・ＮＰＯの未来のかたち』（ぎょうせい）、『明るい公務員講座』（時事通信社）等がある。

（内容）

Ⅰ．想定外が起きた＝試された日本国政府

１．２つの大災害、天災と事故

(1)千年に一度の大津波

・町が流された＝暮らしが成り立たない

・役場が流された＝住民支援の機能喪失

(2)初めて経験する原発過酷事故

・わからない事故の状況、わからない国民への危険

・全住民避難の町村、遠く全国へ避難。

２．暗闇の灯台＝前例のないことをする

(1)緊急対策本部で私がしたこと

・何からするか、何ができるか、誰を動かすか。

(2)前例はない

・これまでにない施策

・復興庁を創り運営する―官僚批判に応える

「前例通り」「できません」「検討します」「縦割り」を打破

Ⅱ．「国土の復興」から「生活の再建」へ＝政策拡大と哲学変更

１．復興とは何か

・失われたものは何か―流された街で見えたこと

・インフラ復旧だけでは戻らない、にぎわいと暮らし

２．３つの分野、３つの主体、違う手法

・インフラと住宅＝行政

・各種サービス、産業＝行政と民間企業

・コミュニティ、つきあい＝町内会、NPO、中間団体

Ⅲ．原発被災地の復興―発災から９年半

１．天災と事故との違い

・国は加害者

・事故はまだ終わっていない―放射性物質衰退に時間がかかる

２．これまで

・帰還困難区域を除き避難指示解除済み

・復興に濃淡

①住民の戻り、②避難指示解除区域、③帰還困難区域.

３．これから

・続く作業

・難しい政策。早期の完成はない。

Ⅳ．自治体の危機管理

１．自治体現場で起きる危機

・地域で―　災害と事故

・組織内で―　不祥事

・双方にまたがる危機や新型コロナウィルス

・想定内と想定外―　前例があることないこと。

・訓練と先輩は役に立つ
・対応計画(マニュアル)の機能と限界機能

２．しなければならないこと
・情報収集―わかること、わからないこと。
・情報配分―誰に何を伝えるか。
・課題の整理―何をしなければないか、何ができるか。
・誰が何をするか―あなたがすること、部下がすること。
・全体を見る、次を想像する。

３．どちらを向いて仕事をするか
・被害者と住民
・上司と部下、組織内
・国、市町村との関係
・マスコミと国民

４．議員に臨むこと
・現場のことを整理して話してくれる
・議員が個々に言うのではなく、まとめて文章で上げてくれると助かる

15時05分～16時35分

講義②

「 デジタルが社会・産業・経済・地方を変える 」

東京大学大学院工学系研究科

教授　森川 博之 氏

（講師紹介）

1987年東京大学工学部卒業。1992年同大学院博士課程修了。博士（工学）。2006年東京大学大学院教授。2002～2007年NICTモバイルネットワークグループリーダーを兼務。モノのインターネット／M2M／ビッグデータ、センサネットワーク、無線通信システム、情報社会デザインなどの研究に従事する。電子情報通信学会論文賞（３回）、情報処理学会論文賞、情報通信学会論文賞、ドコモモバイルサイエンス賞、総務大臣表彰、志田林三郎賞、情報通信功績賞などを受賞。OECDデジタル経済政策委員会(CDEP)副議長、新世代IoT/M2Mコンソーシアム会長、総務省情報通信審議会部会長等を務める。著書に『データ・ドリブン・エコノミー』（ダイヤモンド社)、『５Ｇ　次世代移動通信規格の可能性』（岩波新書）等がある。

（内容）

１．新型コロナウイルス感染症の発生後の社会

社会観・世界観の変化

グローバル⇒ローカル

市場　　⇒分配（公益）

都市集中　⇒地域分散（一等地が変わる）

職能型　　⇒職務型

効率　　⇒冗長性

２．種の起源

最も強いものが生き延びるのではなく、最も賢いものが生き延びるのでもない。唯一、生き残るのは変化できるものである。

３．デジタル変革―生産性向上と価値創出―

・古紙回収（客、スーパー、回収事業者の三方よし）

・バス運行管理（イーグルバス）

・ワークマン―研修を徹底し、エクセルの関数を必須スキル

・大企業と中小企業の生産性

・肝付町―東洋のフロリダ

４．５Ｇについて

・５Ｇは、IoT時代のICT基盤―移動体無線技術の高速・大容量化路線

超高速　―現在の移動通信システムより100倍速いブロードバンドサービスを提供

⇒２時間の映画を３秒でダウンロード

超低遅延―利用者が遅延（タイムラグ）を意識することなくリアルタイムに遠隔地のロボット等を操作・制御

⇒ロボット等の精緻な操作をリアルタイム通信で実現

多数同時接続―スマホ、PCをはじめ、身の回りのあらゆる機器がネットに接続

⇒自宅部屋内の約100個の端末・センサーがネットに接続（現行技術では、スマホ・PCなど数個）

・５Ｇは進化する―10年後の５Ｇと今の５Ｇは異なる

最大通信速度は、30年間で約10万倍、10年ごとに進化

神山町の光ファイバー

オンライン授業・オンライン診療

10月　6日（火）

9時～10時30分

講義③

「　大災害は市役所の実力テスト　」

岡山県総社市

市長　片岡 聡一 氏

（講師紹介）

1959年岡山県総社市生まれ。1984年青山学院大学法学部卒業。1996年内閣総理大臣公設第一秘書に就任し、2000年内閣府行政改革・沖縄北方担当大臣秘書官に就任。2007年総社市長に当選し現在４期目。2017年9月全国に先駆け「総社市大規模災害被災者の受入れに関する条例」を制定し、新たな災害支援の形を構築している。倉敷芸術科学大学客員教授、全国市長会 経済委員長、全国空き家対策推進協議会会長、中小企業政策審議会委員、岡山県市長会会長等も務めた。

（内容）

１．総社市

人口７万人、岡山県の中央部に位置する。

２．2018年７月６日・７日の西日本豪雨

災害当日―６月定例会を６日午後から延会し、住民の生命を守るために避難指示を出す。

町内会長47人を緊急招集し、各戸廻って声をかけ避難を呼びかを依頼。避難した住民は 8,600人、総社市人口の25%であった。

堤防決壊前に、アルミ工場の大爆発が起こる。その後、堤防のオーバーフローがあちこちで起こる。11人の死者を出す。

災害翌日―午前５時頃、水かさが下がり始める。

市長のツイートにより、1,000人もの高校生が市役所に集まる。

３．災害時の首長の役割

○伝えたいこと

①ルールは破れ―がれきの処理、保育園児の受け入れ

②災害時に、公平平等を求めれば求めるほど公平平等は遠のく

③リーダーの判断は素早く、1分以内にする。

判断基準―善か悪か。被災者のためになるかならないか。

将来のビジョンを決めて逆算して判断する。

④首長のリーダーシップ

平常時は誰が首長でも出来る、非常時に首長の資質が試される。

⑤被災者にとって最も大切なこと

住む場所家が一番。避難所・仮設住宅・復興住宅

10時50分～12時20分

講義④

「　逆境に負けない強い組織の在り方

～withコロナ afterコロナの時代に向けて～　」

株式会社minitts 代表取締役（佰食屋 オーナー）

中村 朱美 氏

（講師紹介）

1984年京都府亀岡市生まれ。専門学校の職員として勤務後、2012年９月に飲食事業や不動産事業を行う「株式会社minitts」を設立。1日100食限定をコンセプトに、美味しいものを手軽な値段で食べられるお店「佰食屋」を開業し、行列のできる人気店へ成長させる。テレビや雑誌などのメディアで多数紹介される。ランチ営業のみ、完売次第営業終了という飲食店の常識を覆す経営手法で、飲食店でのワークライフバランスとフードロスゼロを実現し、日経WOMANウーマンオブザイヤー2019大賞等数々の賞を受賞。著書『売上げを、減らそう。』（ライツ社）は、読者の投票により選ばれるビジネス書グランプリ イノベーション部門の1位を受賞。

（内容）

1. 28歳OLが生み出した「佰食屋」

   子どもの頃、「家族とご飯を食べたい！」と思った。

   飲食店は、土日祝日年末年始は休めない、子どもの行事に参加できなくて当たり前、朝から深夜まで通し勤務、低賃金・長時間労働、慢性的な人手不足

2. 100食という「制約」が生んだメリット

   ①フードロスほぼゼロ化

   ②集客効果が上がる―100食限定、ランチ限定という希少価値

   ③原価率50%、広告宣伝費ゼロ

④早く帰れる—従業員は、子育て中の女性、シングルマザー、高齢者
障害者、介護中の方、妊娠中の方、外国人留学生

3. 究極の社員教育

①役割分担と責任の明確化

会社→集客・広報・営業活動に責任

授業員→現場・お客様・仕込み・調理・店舗管理

②仕事を充実させるための２つの取組

出勤・退職時間は自分で選ぶ、有給はもちろん公休の指定もできる

【自己決定権】で、従業員が『この会社はわたしの会社』と考えるようになる。

4. コロナピンチをチャンスに変えよ!

①メニューを一つに絞る—テイクアウトに絞る

②次の集客作成を残す—ハンバーグ販売再開

③従業員のスキルアップ

④日曜日の人員不足を解消

5. これからの時代を生き抜く経営手法

軍隊アリ経営—小さな組織で黒字を目指す。拡大ではなく、同じ規模の事業所を全国に沢山つくる。

大切なこと—固定観念は捨て去る！

考え方や意識を変える！

新しい価値をつくる！

未来を自ら作り出す！

リーダーの迅速な決断と覚悟！！

『自分の人生を丁寧に、生きる。』

閉講式・事務連絡

『令和２年度　トップマネジメントセミナー』に参加した所感

東野　敏弘

トップマネジメントセミナーは、地方自治体の当面する課題等をテーマに企画されています。

昨今、全国各地で発生した様々な異常気象による自然災害や、新型ウイルスの感染拡大等により、多くの人々がこれまでの日常生活を送ることができなくなるなど、数々の非常事態を経験してきました。

こうした非常事態の教訓を踏まえて、行政は何をしなければならないのか、非常時、柔軟に対応できる組織であるためには何が必要なのか等、自治体の積極的な取組みが求められています。

今回のセミナーでは、非常事態にも負けない自治体を作るため大切なことは何かを学ぶために企画されました。

講義①「東日本大震災から学んだこと―想定外は起きる」では、東日本大震災発災後、事務方のトップとして現地で被災者生活支援を行ってきた岡本氏の体験に基づく講話に聞き入りました。

その体験の上で、自治体の危機管理を平常時から対応計画（マニュアル）や訓練を行っておく必要があるが、それでも想定外のことは起こりうること。その際、被害者・住民を向いて仕事をすることが大切であることを力説されました。

災害時、議員に望むことは、現場のこと・住民のことを整理して報告して欲しいこと、議員が個々に言うのではなく議会としてまとめて文章で報告して欲しいと話されました。現在の西脇市議会の対応が、間違っていないと確認しました。

講義②「デジタルが社会・産業・経済・地方を変える」では、５Ｇによる移動体無線技術の高速・大容量化路線は、遠隔地診療や車の自動運転等、社会生活を大きく変える力を持つといわれています。進化する５Ｇにより、社会は大きく変化進化するであろうと、力説されました。その上で、新型コロナウイルス感染症の発生後、社会観・世界観が大きく変化していること、そのことがさらに加速されるであろうことを話されました。

ICTには、まだまだ理解不足の自分ですが、今回の講義で大きな刺激を受けました。５Ｇ時代に備えたまちのあり方を考えないといけないと感じました。

講義③「大災害は市役所の実力テスト」では、大災害を体験した市長が、災

害時の自治体のリーダーのあるべき姿を語られました。私も、平成16年台風23号による水害を経験したものとして、考えさせられることが多々ありました。

講義④「逆境に負けない強い組織の在り方」では、36歳の子育て真っ最中の女性が、経営者として「佰食屋」を創設し、さらに発展させている手腕に驚かされました。

大切なことは、固定観念は捨て去ること、考え方や意識を変ること、新しい価値をつくること、未来を自ら作り出すこと、リーダーの迅速な決断と覚悟が必要なことであることが伝わってきました。そして、これからの時代を生き抜く経営手法は、小さな組織で黒字を目指すことだと話されました。

最後に、『自分の人生を丁寧に生きる。』と話されたことが、印象的でした。

４講義とも、私にとって刺激的な内容であり、今後議員活動を行っていく上で、示唆に富んだ内容でした。